

国保で給付を

受けられないもの



次のような場合は、保険証等を持っていても給付は受けられません。

◎給付できないもの

- 美容のための処置や手術
- 健康診断、検診、予防接種
- 正常妊娠・出産、経済的理由による人工中絶
- 歯列矯正
- しみ・そばかす、わきがなど日常生活に支障のない症状の治療
- 仕事上の病気やケガ（労災保険の対象となるとき）
- 以前勤めていた職場の保険が使えるとき（継続療養）

◎給付制限

されるもの

- けんかや泥酔などが原因の病気やケガ
- 飲酒運転など犯罪を犯したときや故意による病気やケガ
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき
- 少年院や刑事施設等に収容されたとき

◎保険診療対象と

ならないもの

- 研究中の高度医療
- 希望により保険外診療を受けたとき
- 入院したときの室料差額（差額ベッド代など）
- 歯科診療で特殊材料などの使用（自由診療など）



事故などによるケガと国民健康保険

交通事故や動物の咬傷事故など第三者の行為によって受けたケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。やむを得ず国保で治療を受けた場合の医療費は、国保が立て替える形で一旦支払い、後日、国保が被害者に代わって加害者（損害保険会社等）に請求することになりますので、必ず国保けんこう課に届け出てください。

◆「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします！

国保で治療を受けるときは、「第三者行為による傷病届」（用紙は国保けんこう課窓口または、市のホームページにあります。）の提出が必要です。この届出がないと国保が使えない場合がありますので必ず提出してください。

◆届出に必要なもの

- ・交通事故証明書（後日でも可）
- ・保険証または資格確認書
- ・世帯主の認印
- ・マイナンバーが確認できるもの

◆示談の前に！

届出を行う前に示談をすると、示談内容が優先して加害者に請求できない（国保が使えない）場合があります。必ず示談の前に国保けんこう課へ届け出てください。

【交通事故にあったときの心得】

1. 安全な場所に車を止め、エンジンを切る。
2. 速やかに負傷者の救護を行う。
3. 警察に連絡する。

○目撃者の証言をもらう。（目撃者の住所・氏名を忘れずにメモする。）

○事故の相手方を確認する。

（車のナンバー・車種・運転者の氏名・住所・勤務先・自動車損害賠償責任保険の会社名・証書番号など）

4. 軽いケガであっても後遺症の心配があるため、必ず医師の診断を受ける。
5. 国保を使って医療機関を受診する場合、「第三者行為による傷病届」を提出する。